

■平成29年度の軽自動車税の税額（年額）について

●原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車の税額

車種区分		平成29年度 税額（年額）
原動機付自転車	50 cc以下	2,000円
	50 cc超 90 cc以下	2,000円
	90 cc超 125 cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車(125 cc超 250 cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円
専ら雪上を走行するもの		3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの (フォークリフト等)	5,900円

●三輪及び四輪以上の軽自動車の税額

車種区分			税額（年額）			
			(1)	(2)	(3)	
軽自動車	三輪		4,600円	3,100円	3,900円	
	四輪以上	乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
			自家用	12,900円	7,200円	10,800円
		貨物用	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
			自家用	6,000円	4,000円	5,000円

(1)最初の新規検査から13年を経過した車両。(重課税率「環境にやさしい「グリーン化」を推進するため、環境負荷が他に比べて大きいと考えられる車両に対する税率のこと」適用車。)

※平成29年度は、最初の新規検査年月が平成16年3月31日以前の車両が重課税率の対象。

(2)平成27年3月までに最初の新規検査を受けた、重課税率が適用されない車両。(電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリンハイブリッドの車両及び被けん引車が適用されない車両)

(3)平成27年4月以降に最初の新規検査を受けた車両。

[グリーン化特例（軽課税率）について]

平成28年度中(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)に最初の新規検査を受けた車両で、次の基準を満たすものについて、平成29年度分に限り軽自動車税を軽減する特例措置が適用されます。

【対象車】

(ア)電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車
(平成21年度排出ガス10%軽減)

(イ)乗用：平成17年度排出ガス基準75%低減達成(★
★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物：平成17年度排出ガス基準75%低減達成(★
★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ)乗用：平成17年度排出ガス基準75%低減達成(★
★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物：平成17年度排出ガス基準75%低減達成(★
★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)(ウ)については、内燃機関の燃料が発揮油(ガソリン)の軽自動車に限りです。

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

車種区分			税額（年額）			
			(ア) おおむね 75%軽減	(イ) おおむね 50%軽減	(ウ) おおむね 25%軽減	
軽自動車	三輪		1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	1,300円	2,500円	3,800円

◎グリーン化特例は、平成30年度、31年度課税分についても、課税年度の前年度に最初の新規検査を受けた車両に限り適用されます。

■国民健康保険税5割・2割軽減の対象軽減が拡大されます

国では医療保険制度改革の一環として、平成29年度に低所得者の負担軽減措置を拡充することになり、白鷹町でも均等額と平等割額の軽減措置を拡充します。

①5割軽減…軽減となる所得基準額が引き上げとなります。

[現行] 基準額：33万円+26.5万円×被保険者数

[改正後] 基準額：33万円+27万円×被保険者数

②2割軽減…軽減となる所得基準額が引き上げとなります。

[現行] 基準額：33万円+48万円×被保険者数

[改正後] 基準額：33万円+49万円×被保険者数